



埼玉県発行

目次

訓令

○埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令

(教委・総務課)

告示

○自衛官の募集に関する告示

(地域政策課)

○特定非営利活動法人の設立に係る告示

(東部振興)

○特定非営利活動法人の定款の変更に係る告示

(税務課)

○軽油引取税免税証の無効告示

(入札執行課)

○N95マスクの入札に関する公示

(NPO活動推進課)

○特定非営利活動法人の定款の変更に係る告示

(温暖化対策指針)

○埼玉県地球温暖化対策推進条例に基づく建築物対策指針

(温暖化対策課)

○飯能都市計画道路の変更に係る

(都市計画課)

図書の写しの縦覧

(都市計画課)

○飯能都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧

(会 計 課)

○職員情報総合管理システム(詳細設計等) 開発委託業務落札公示

(飯能県土)

○県道川越坂戸毛呂山線の区域の変更

○開発行為に関する工事の完了公告

○越谷建築安全センター

○川越建築安全センター

○

○

○

訓令

埼玉県教育委員会訓令第五号

埼玉県教育局

県立教育機関

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年七月二十四日

埼玉県教育委員会委員長 松 居 和

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程(昭和六十一年埼玉県教育委員会訓令第三号)の一部を次のように改正する。

別表第二教育総務部の表総務課の項第二号教育委員会決裁事項の欄中19を24とし、18を23とし、同欄17中「一般職員の期末手当」を「職員の期末手当」に、「勤勉手当及び技能職員給与規程第六条においてその例によることとされる一般職員の退職手当に係る」を「勤勉手当の」に改め、同欄中17を21とし、その次に次のように加える。

22 技能職員給与規程第六条においてその例によることとされる職員の退職手当の全部若しくは一部を支給しないこととする処分、支払を差し止める処分若しくはその取り消し、全部若しくは一部の返納を命ずる処分若しくは全部若しくは一部に相当する額の納付を命ずる処分を行い、又は支給制限等の処分について人事委員会に諮問すること。

別表第二教育総務部の表総務課の項第二号教育委員会決裁事項の欄16中「第十五条の二第五項又は第六項」を「第十六条第五項から第七項まで」に、「第六条第五項」を「第六条第六項」に、「支給を一時」を「額の支払を」に改め、同欄中16を17とし、その次に次のように加える。

18 退職手当条例第十八条第一項又は第十九条第一項(これらの規定を教育長給与条例第六条第五項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、職員の退職手当の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うこと。

19 退職手当条例第二十條第一項から第五項まで（教育長給与条例第六條第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、職員の退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うこと。

20 退職手当条例第二十一條第二項（教育長給与条例第六條第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、職員の退職手当の支給制限等の処分について人事委員会に諮問すること。

別表第二教育総務部の表総務課の項第二号教育委員会決裁事項の欄15中「職員の退職手当に関する条例（昭和三十八年埼玉県条例第十八号。以下「退職手当条例」という。）第十五條の二第二項」を「退職手当条例第十六條第一項から第三項まで」に、「第六條第五項」を「第六條第六項」に、「支給を一時」を「額の支払を」に改め、同欄中15を16とし、14の次に次のように加える。

15 教育長給与条例第六條第四項又は職員の退職手当に関する条例（昭和三十八年埼玉県条例第十八号。以下「退職手当条例」という。）第十五條第一項（教育長給与条例第六條第六項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）若しくは第十七條第一項若しくは第二項（教育長給与条例第六條第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、教育長又は職員の退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うこと。

別表第二県立学校の表県立学校人事課の項第一号教育委員会決裁事項の欄中18を23とし、17を22とし、同欄16中「一般職員の期末手当」を「職員の期末手当」に、「勤勉手当及び技能職員給与規程第六條においてその例によることとされる一般職員の退職手当に係る」を「勤勉手当の」に改め、同欄中16を20とし、その次に次のように加える。

21 技能職員給与規程第六條においてその例によることとされる職員の退職手当の全部若しくは一部を支給しないこととする処分、支払を差し止める処分若しくはその取り消し、全部若しくは一部の返納を命ずる処分若しくは全部若しくは一部に相当する額の納付を命ずる処分を行い、又は支給制限等の処分について人事委員会に諮問すること。

別表第二県立学校の表県立学校人事課の項第一号教育委員会決裁事項の欄15中「第十五條の二第五項又は第六項」を「第十六條第五項から第七項まで」に、「支給を一時」を「額の支払を」に改め、同欄中15を16とし、その次に次のように加える。

17 退職手当条例第十八條第一項又は第十九條第一項の規定に基づき、職員の退

職手当の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うこと。

18 退職手当条例第二十條第一項から第五項までの規定に基づき、職員の退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うこと。

19 退職手当条例第二十一條第二項の規定に基づき、職員の退職手当の支給制限等の処分について人事委員会に諮問すること。

別表第二県立学校の表県立学校人事課の項第一号教育委員会決裁事項の欄14中「第十五條の二第二項」を「第十六條第一項から第三項まで」に、「支給を一時」を「額の支払を」に改め、同欄中14を15とし、13の次に次のように加える。

14 退職手当条例第十五條第一項又は第十七條第一項若しくは第二項の規定に基づき、職員の退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うこと。

別表第二市町村支援部の表小中学校人事課の項第一号教育委員会決裁事項の欄中18を22とし、17を21とし、同欄16中「第十五條の二第五項又は第六項」を「第十六條第五項から第七項まで」に、「支給を一時」を「額の支払を」に改め、同欄中16を17とし、その次に次のように加える。

18 退職手当条例第十八條第一項又は第十九條第一項の規定に基づき、負担法第一条に規定する職員の退職手当の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うこと。

19 退職手当条例第二十條第一項から第五項までの規定に基づき、負担法第一条に規定する職員の退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うこと。

20 退職手当条例第二十一條第二項の規定に基づき、負担法第一条に規定する職員の退職手当の支給制限等の処分について人事委員会に諮問すること。

別表第二市町村支援部の表小中学校人事課の項第一号教育委員会決裁事項の欄15中「第十五條の二第二項」を「第十六條第一項から第三項まで」に、「支給を一時」を「額の支払を」に改め、同欄中15を16とし、14の次に次のように加える。

15 退職手当条例第十五條第一項又は第十七條第一項若しくは第二項の規定に基づき、負担法第一条に規定する職員の退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うこと。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告示

埼玉県告示第千四十五号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百十四条、第百十七条及び第百十八条の規定により、自衛官の募集について次のとおり告示する。

平成二十一年七月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 募集期募集区分

イ 二等陸士(男子及び女子)

ロ 二等海士(男子及び女子)

ハ 二等空士(男子及び女子)

二 応募資格

イ 採用予定月の一日現在において年齢十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する者

ロ 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第三十八条第一項に規定する欠格事由に該当しない者(二等陸・海・空士志願票参照)

三 採用試験の方法

イ 筆記試験(国語、数学、社会及び作文)

ロ 口述試験

ハ 適性検査

ニ 身体検査

四 募集期間

平成二十一年八月一日から九月十一日まで

五 入隊時期

平成二十二年三月及び四月

六 試験期日並びに試験場の位置及び名称

イ 試験期日

平成二十一年九月十六日(男子)

平成二十一年九月二十七日(男子・女子)

平成二十一年九月二十八日(女子)

平成二十一年九月三十日(男子)

試験場の位置及び名称

航空自衛隊入間基地

狭山市稲荷山二丁目三

航空自衛隊熊谷基地

熊谷市拾六間八三九

陸上自衛隊大宮駐屯地

さいたま市北区日進町二丁目四

十番七号

陸上自衛隊朝霞駐屯地

東京都練馬区大泉学園町

七 応募者の受付

各市役所、各町村役場並びに自衛隊

埼玉地方協力本部(さいたま市浦和区

常盤四丁目十一番十五号浦和合同庁舎

三階 電話〇四八―八三一―六〇四
三)及び各地域事務所において受け付ける。

八 各地域事務所の位置及び名称

イ さいたま市大宮区桜木町二丁目三百七十六番地MS-1ビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部さいたま地域事務所

(電話〇四八―六五一―二四二〇)

ロ 所沢市西所沢一丁目九番十九号鹿島屋ビル三階

自衛隊埼玉地方協力本部入間地域事務所

(電話〇四―二九二―四六九)

一) 東京都練馬区大泉学園町陸上自衛隊朝霞駐屯地内

自衛隊埼玉地方協力本部朝霞地域事務所

(電話〇四八―四六六―四四三)

二) 熊谷市筑波三丁目九十番地一国際ビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部熊谷地域事務所

(電話〇四八―五二二―四八五)

ホ 秩父市宮側町三番地三

自衛隊埼玉地方協力本部秩父地域事務所

(電話〇四九四―二二一―六一五)

七)

埼玉県告示第千四十六号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。
なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年七月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成二十一年七月十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人環境浄化対策協議会

三 代表者の氏名

逢坂 浩舟

四 主たる事務所の所在地

埼玉県春日部市中央五丁目五番地十八スパークビルB一F

五 定款に記載された目的
この法人は、地域社会に対し、環境保全に係る総合的な活動を行い、もって地域住民の安心に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千四十七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二週間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.satamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

埼玉県告示第千四十八号

次の軽油引取税免税証は、亡失したので、亡失の日から無効とする。
平成二十一年七月二十四日

埼玉県知事 上田清司

平成二十一年七月二十四日
埼玉県知事 上田清司
一 申請のあった年月日
平成二十一年七月十七日
二 特定非営利活動法人の名称
(変更前) 特定非営利活動法人日本
(変更後) 特定非営利活動法人日本
ヨーガ療法士協会北関東
(変更後) 特定非営利活動法人日本
ヨーガ療法士協会
三 代表者の氏名
平塚 次男
四 主たる事務所の所在地
埼玉県三郷市早稲田三丁目九番地二
一〇一号

五 定款に記載された目的

この法人は、胎児(妊婦)から高齢者まで幅広い層に対し、専門的知識を持ったヨーガ療法士がヨーガ療法の講演会や実習指導等を行うことで、心身に真の健康を取り戻して、医療費の抑制やヨーガ療法士等の雇用機会の拡充など社会全体の利益に寄与することを目的とする。

免税証の種類	免税証の記号及び番号	枚数	用途	有効期間
二〇一	11E010234 11E010238	五	農業	平成二十年十一月一日 平成二十一年十月三十日
免税証に記載された販売業者の所在地及び氏名又は名称 春日部市上柳一一五一 JAみずほ庄和給油所				
免税証を交付した事務所 春日部県税事務所		亡失年月日	不明	

埼玉県告示第千四十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について次のとおり一般競争入札に付する。
平成二十一年七月二十四日

埼玉県知事 上田清司

1 調達内容

- 購入等件名及び数量
N95マスク 748,850枚
- 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- 納入期限
平成21年10月30日(金) までに納品可能な数量を、
平成21年11月30日(月) までに既納分を含め総数の1/4以上を、
平成21年12月25日(金) までに既納分を含め総数の2/4以上を、
平成22年1月29日(金) までに既納分を含め総数の3/4以上を、
平成22年2月26日(金) までに未納分を全て納品する。
- 納入場所
埼玉県中央防災基地
- 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成 20 年埼玉県告示第 1032 号）に基づき、業種区分「物品の販売」の A 等級に格付けされた者であること。

(3) 公告日から入札日までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成 21 年 3 月 31 日付け入審第 513 号）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

(4) 公告日から入札日までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成 21 年 4 月 1 日付け入審第 97 号）に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。

(5) 購入物品について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 埼玉県総務部入札執行課物品調達担当 小林 隆太 電話 048-830-5780（直通）

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
この公告の日から上記(1)の交付場所において交付する。

(3) 入札・開札の場所及び日時
埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 埼玉県庁本庁舎地下会議室
平成 21 年 9 月 3 日（木）午後 1 時 30 分

(4) 郵便による場合の入札書のあて先及び受領期限
埼玉県総務部入札執行課物品調達担当 平成 21 年 9 月 2 日（水）午後 5 時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100 分の 5 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和 39 年埼玉県規則第 18 号。以下「財務規則」という。）第 93 条第 2 項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100 分の 10 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第 81 条第 2 項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した必要な書類を平成 21 年 8 月 24 日（月）までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならぬ。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札者は、上記 3 「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第 97 条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年埼玉県規則第 106 号）第 9 条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要件

(6) 落札者の決定方法

財務規則第 94 条の規定に基づいて定められた予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無
無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(電話048—830—5775(直通) 千330—9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)に平成21年8月20日(木)までに提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

本件入札は、入札の結果、落札者との契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年埼玉県条例第15号)に基づき、県議会の議決に付さなければならぬ契約となる場合には、落札者と仮契約を取り交わし、県議会の議決後に本契約を締結する。

(11) その他詳細は、入札説明書による。

(12) この入札の執行は、一般公開する。

なお、傍聴については、入札当日に先着順で受け付ける。

5 Summary

(1) Name and quantity of the products to be purchased :

748,850 Respirator N95 Particulate

(2) Deadline for submission :

By registered mail : must be received by 5 : 00 p.m., September 2, 2009

In person : 1 : 30 p.m., September 3, 2009

(3) Contact point for the notice :

Bidding Enforcement Division, General Affairs Department

Saitama Prefectural Government.

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-Shi, Saitama-Ken 330-9301

Tel.048-830-5780

埼玉県告示第十五十号

神成 裕

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年七月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十一年七月十四日

二 特定非営利活動法人の名称

(変更前) 特定非営利活動法人日本

豊齢者支援協会

(変更後) 特定非営利活動法人共生

フォーラム

三 代表者の氏名

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目三三三番一三三号社会福祉法人元氣村グループ本部内

五 定款に記載された目的

(変更前) この法人は、高齢者及び高齢者を支える専門職者や家族または地域住民に対し、実践研究を積み重ね、介護及び介護予防に関する知識、技術を普及し、また、高齢者が個人の尊厳をもち、自立し安心して暮らせると思えるようなシステム作りを支援し、心豊かに健康で共に生きることが出来る社会の構築に寄与することを目的とする。

(変更後) この法人は、日本の超高齢者社会の中で介護・福祉事業が果たす役割の重大性を認識し、「共に生きる」の理念を共有する国内外の仲間同士の絆の強化と高齢者介護にかかる知識、技術、情報の共有化を図るための各種活動を通じて、会員相互が切磋琢磨し、健全で進化する長寿社会における共生共栄のあり方を共に考え、実践し、地域社会へ普及していくことを目的とする。

埼玉県告示第十五十一号

埼玉県地球温暖化対策推進条例(平成二十一年埼玉県条例第九号)第十九条第一項の規定に基づき、建築主が温室効果ガスの排出の抑制等を図るために講ずべき措

置に関する指針を次のとおり定め、公布の日から施行する。ただし、第三及び第四の規定は、平成二十一年十月一日から施行する。

平成二十一年七月二十四日

埼玉県知事 上田 繁 臣

建築主が温室効果ガスの排出の抑制等を図るために講ずべき措置に関する指針

第1 趣旨

この指針は、埼玉県地球温暖化対策推進条例（平成21年埼玉県条例第9号。以下「条例」という。）第19条第1項の規定に基づき、建築主が温室効果ガスの排出の抑制等を図るために必要な事項を定めるものである。

第2 建築主が講ずるよう努めなければならない措置

建築主が温室効果ガスの排出の抑制等を図るために講ずべき措置は、次に掲げる事項に関する措置とする。

1 建築物の新築等をする場合におけるエネルギーの使用の合理化に関すること

- (1) 建築物の熱負荷抑制
- (2) 再生可能エネルギー利用
- (3) 設備システムの高効率化
- (4) 効率的運用

2 建築物の新築等をする場合における資源の適正な利用に関すること

- (1) 水資源保護
- (2) 非再生性資源の使用量削減
- (3) 汚染物質含有材料の使用回避

3 その他建築物の新築等をする場合における温室効果ガスの排出の抑制等に関すること

- (1) 敷地外環境への配慮
 - ア 地球温暖化への配慮
 - イ 地域環境への配慮
 - ウ 周辺環境への配慮
- (2) 室外環境（敷地内）保全・向上への配慮
 - ア 生物環境の保全と創出
 - イ まちなみ・景観への配慮

ウ 地域性・アメニティへの配慮

- (3) 室内環境の向上
 - ア 音環境の向上
 - イ 温熱環境の向上
 - ウ 光・視環境の向上
 - エ 空気質環境の向上
- (4) サービスマットの向上
 - ア 機能性の向上
 - イ 耐用性及び信頼性の向上
 - ウ 対応性及び更新性の向上

第3 再生可能エネルギーを利用するための設備の導入についての検討

1 条例第20条第2項の規定に基づき、特定建築主が再生可能エネルギーを利用するための設備の導入について検討する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 再生可能エネルギーを利用するための設備の設置位置及び日照等の条件
- (2) 再生可能エネルギーを利用するための設備の仕様
- (3) 再生可能エネルギーを利用するための設備の導入による温室効果ガス排出量の年間削減量
- (4) 再生可能エネルギーを利用するための設備の導入に要する費用
- (5) 再生可能エネルギーを利用するための設備の導入による光熱費削減効果
- (6) その他再生可能エネルギーを利用するための設備を設置するに場合に必要な検討事項

2 検討の結果、再生可能エネルギーを利用するための設備の導入ができないと判断した場合には、その理由を検討結果に明記する。

第4 環境性能評価結果

埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則（平成21年埼玉県規則第19号）様式第5号の特定建築物環境配慮計画書及び同規則様式第6号の特定建築物環境配慮変更計画書に添付する環境性能評価結果は、知事が別に定める建築物の総合的な環境性能を評価する方法（CASBEE 埼玉県）によるものとする。

埼玉県告示第五十二号

飯能市から飯能都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十一年七月二十四日
埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第五十三号

飯能市から飯能都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十一年七月二十四日
埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第五十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

- | | | |
|----------------------------|--|--|
| 平成二十一年七月二十四日
埼玉県知事 上田清司 | 1 購入等件名及び数量
職員情報総合管理システム(詳細設計等) 開発委託業務 一式 | 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課 調度担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 |
| | 3 落札者を決定した日
平成21年6月4日 | 4 落札者の氏名及び住所
株式会社マックスシステム 埼玉県さいたま市南区文蔵1丁目7番20号 |
| | 5 落札金額
287,490,000円 | 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札 |
| | 7 入札の公告を行った日
平成21年4月14日 | |

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第三十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年七月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月二十四日

埼玉県飯能県土整備事務所長 蓮池博

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川越坂戸毛呂山線
- 三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
旧	坂戸市八幡二丁目五二番二四地先から同市清水町五七番一地先まで		一八・〇六	一三・六六	
新			一八・〇六		

埼玉県川越建築安全センター所長告示第
五十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百
号)第三十六条第三項の規定により、次
の開発行為に関する工事が完了したの
で、公告する。

平成二十一年七月二十四日

埼玉県川越建築安全センター所長

若林 祥文

一 許可番号

平成二十一年五月十二日

指令川建セ 第二一〇〇一六〇号

二 検査済証番号

平成二十一年七月十七日

第二一〇〇五一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡嵐山町大字志賀字久保前三八

四一〇

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡小川町大字下里三六二

強瀬 晴美

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第
千四十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百
号)第三十六条第三項の規定により、次
の開発行為に関する工事が完了したの
で、公告する。

平成二十一年七月二十四日
埼玉県越谷建築安全センター所長

坂巻 一男

一 許可番号

平成二十一年七月十日

指令越建セ第二一〇〇一五〇一五号

二 検査済証番号

平成二十一年七月十五日

第一三四一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町大字佐左エ門一五三

五一二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡杉戸町大字佐左エ門一五三

五一

岡本 弘一

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第
千四十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百
号)第三十六条第三項の規定により、次
の開発行為に関する工事が完了したの
で、公告する。

平成二十一年七月二十四日

埼玉県越谷建築安全センター所長

坂巻 一男

一 許可番号

平成二十一年七月十五日

指令越建セ第二一〇〇一六九一五号
二 検査済証番号

平成二十一年七月十六日

第一三五一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町大字杉戸字上杉戸五

二一一一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

越谷市大字大竹八二番地二六

藤田 隆司

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第
千四十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百
号)第三十六条第三項の規定により、次
の開発行為に関する工事が完了したの
で、公告する。

平成二十一年七月二十四日

埼玉県越谷建築安全センター所長

坂巻 一男

一 許可番号

平成二十一年三月十九日

指令杉整第二一〇〇一八六〇号

二 検査済証番号

平成二十一年七月十七日

第一三八一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡鷺宮町大字上内字権名一七

九二一一、一七九三一一、一七九四一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
北葛飾郡鷺宮町葛梅三丁目四番地四
相澤 哲男

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一 号 〇四八―八二四―二二二一(代表)
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 〇四八―八六一―二九〇(代表)
URL	http://www.pref.saitama.lg.jp/A1/ BA0/kenpouhome/fr_top.htm